

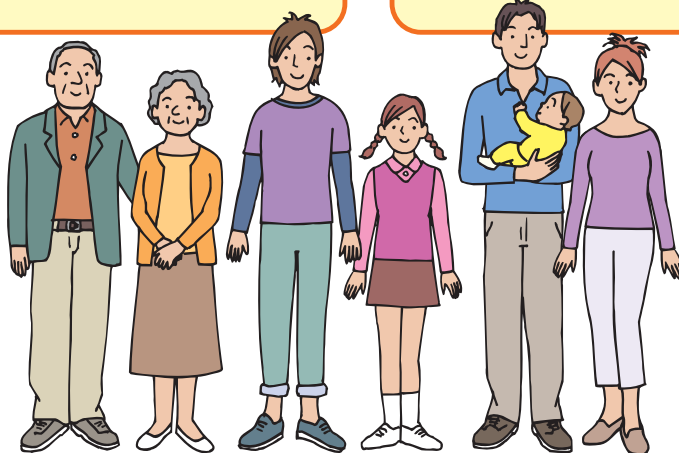
臨時給付金

をご存知ですか？

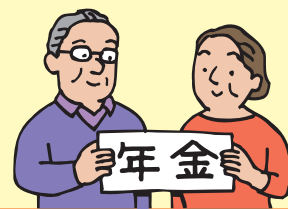
4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、
次の方々には、**1万円**の給付金が支給されます。

① 住民税が課税されて
いない方々

② 児童手当を受けている
子育て世帯の方々



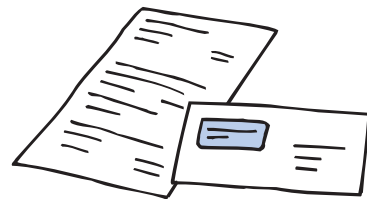
①のうち年金を受給されている方々などには、
5千円が加算され、**1万5千円**が支給されます。



この給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
多くの市町村で受付が始まっています。

受け取り忘れのないように。

詳しくは、お住まいの市町村(※)にお尋ねください。



※最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村

問い合わせ先

厚生労働省

みな いいきゅうふ

制度について **0570-037-192**

申請方法について

各市町村

申請先は平成26年1月1日時点で
住民票がある市町村

ホームページ

2つの給付金

検索

